

## 希少免許教職課程の課題と意義 再課程申請と免許外教科担任制を中心に

加藤 宏

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター

**要旨：**教員免許には、主要 5 教科以外にいわゆる希少教科の免許があり、そのための養成課程が大学にはある。文科省も免許外教科担任制度などの希少教科の教員確保にも資する施策を打ち出しているが、希少教科の免許については、養成課程数や養成課程カリキュラム等についても主要教科の養成課程よりも情報も少ないのが現状である。本論考では、平成 30 年度の再課程申請前後での希少教科免許養成課程の変動と希少教科免許との関連が深い免許外教科担任制について特に教科「情報」養成課程の特徴と課題を分析し、希少教科養成課程の課題と存在意義などを考察する。また、本学の教員養成課程は希少教科または免許外教科担任許可数の多い教科に該当しており、免許取得後の就職可能性という観点から本学教員養成課程の課題を論じる。

**キーワード：**希少教科，教員養成課程，設置基準，課程申請

### 1. はじめに

教員免許の種類は一体いくつあるのだろうか。数え方にもよるが、学校種と教科ごとで 78 種あり、しかも免許によっては基礎資格として求められる学位の違いで、さらに一種（大学卒業程度）・二種（短期大学卒業相当）・専修（修士課程修了程度）の 3 種類に分かれているので、全体では約 200 種の免許種が存在することになる [1]。免許を取得するためには大学の教職課程を修めなければならないが、課程は学科・専攻等の単位で認定を受ける形になるので、課程の総数は、再課程申請前には全国で約 2 万 3 千に達していた [2]。養成課程を有する大学は国公私立合計で 752 校に上り、全国の大学数のおよそ 8 割に相当する。これに加え短期大学・大学院の約 7 割にも教員養成課程が設置されていた [3]。しかし、30 年度の全国一斉の再課程申請後には課程数は 19,416 課程にまで減じた [4]。

養成課程数の減少は養成される教員の質の保証と少子高齢社会の現状を考えるとむしろ需要と供給の観点からも適正化に前進したともいえる。しかし、免許教科によって養成校数にも地域差にも大きな開きがあり、希少教科免許の養成課程に限った場合は、数の減少は適切な競争原理の下での教員の質保証以前に教員確保の危機の問題につながる可能性がある [5]。

図 1 には、再課程申請前の教科別の全国の教員養成課程を持つ大学数を示した。多くの大学に養成課程が設

置されている教科がある一方で、限られた大学にしか養成課程がない、いわゆる希少教科があることがわかる [6]。

### 2. 再課程認定とは

大学等が教職課程を設置及び継続するには、課程設置時の申請だけでなく、教員免許法の改正時には新たな法令と設置基準に養成機関が適合しているか全養成機関がチェックを受ける必要がある。

前回の法改正は平成 10（1998）年改正法と呼ばれ、再課程申請は平成 10 年度または平成 11 年度にまたがり行われた。今回の法改正は平成 26 年度（2016）改正法への対応のための全国一斉申請で単年度の申請だった。ただし、特別支援学校免許については、その前年度に再課程申請が行われたため、今回の申請には含まれていなかった。

今回の再課程申請では、最終的に大学は 606 校、大学院 413 校、短期大学 228 校、大学専攻科 19 校、短期大学専攻科 17 校、計 1,283 校が認定を受けており、免許種別の課程数では計 19,416 課程が日本における令和元年の教職課程の総数ということになる。ただし、これには法令改正前から継続して教職課程に在籍している学生がいる場合は、旧課程のカリキュラムで履修している学生に関しては、その大学が再課程申請を受けなくとも改正前の教職課程の履修を可能とする経過措置が設けられている [7]。

平成28年4月

課程大学数 1種のみ

教科(中・高は込み)	国立	公立	私立	通信	計
幼稚園	50	11	210	15	286
小学校	51	4	179	15	249
国語	60	16	156	9	241
社会・地歴・公民	63	25	253	12	353
数学	68	10	78	4	160
理科	67	17	92	1	177
音楽	46	3	41	1	91
美術・工芸	52	9	48	4	113
書道	28	0	46	4	78
保健体育	56	3	111	1	171
保健	17	1	26	2	46
看護	3	0	11	0	14
技術	43	0	23	0	66
家庭	49	7	51	1	108
情報	57	15	185	6	263
農業	34	6	15	0	55
工業	61	7	72	0	140
商業	25	14	136	5	180
水産	10	1	3	0	14
福祉	5	6	93	5	109
商船	2	0	0	0	2
職業指導	1	0	2	0	3
英語	63	25	227	8	323
ドイツ語	15	3	18	0	36
フランス語	15	3	22	0	40
ロシア語	5	1	3	0	9
中国語	11	5	29	1	46
アラビア語	1	0	0	0	1
イスパニア語	1	1	3	0	5
スペイン語	2	1	5	0	8
イタリア語	1	0	1	0	2
ポルトガル語	2	0	2	0	4
ハンガリー語	1	0	0	0	1
タイ語	1	0	0	0	1
ヒンディー語	1	0	0	0	1
ウルドゥ語	1	0	0	0	1
ラオス語	1	0	0	0	1
モンゴル語	1	0	0	0	1
ビルマ語	1	0	0	0	1
インドネシア語	1	0	0	0	1
ペルシア語	2	0	0	0	2
韓国・朝鮮語	1	0	1	0	2
韓国語	0	2	0	0	2
朝鮮語	0	0	1	0	1
デンマーク語	1	0	0	0	1
トルコ語	1	0	0	0	1
フィリピン語	1	0	0	0	1
スワヒリ語	1	0	0	0	1
スウェーデン語	1	0	0	0	1
宗教	2	0	28	1	31
特別支援	52	3	90	5	150
養護	23	17	92	4	136
栄養	2	19	104	0	125

図1 免許教科別の課程のある大学数(平成28年4月)

今後の教員採用数の需要については、平成42年度(2030年)には小中学校に関しては平成29年度比で見た場合にいずれの学校種も半減するという予測がある。これは大学入学者数予測の基礎となる18歳人口の2018年度(120万人)と2040年度(88万人)の減少比よりもはるかに高い減少率である[8]。つまり、大学の学部・課程から社会に供給される人材の需要源として見た場合に教員養成課程の需要は今後確実に減少していくことが予想される。

### 3. 希少免許教科がなぜ問題になるのか

国全体としては、今後教員需要は人口減少と少子化の中で減少していく中で、希少免許教科がなぜ今問題となっているのか。希少教科の免許状問題は、平成29年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」の投資等分野の第14項目として「免許外教科担任の縮小に向けた方策」が盛り込まれたように、免許外教科担任の問題と切り離せない[9]。実施計画のその後のフォローアップでも、本事項は、「平成29年度検討開始、30年度当初に調査研究協力者会議を開催し、30年度中に一定の結論を得る見込み」とされている重要案件と評価されていることがわかる[10]。

希少教科を含む免許外教科担任の問題は、現職教員が、免許外教科担任をすることを縮小し、必要な校種・教科や教員免許状取得者の少ない校種・教科の免許状を取得する機会を拡大するという方法での対策が検討されている[9]。

#### 3.1 そもそも「希少免許教科」とは何か。

希少免許については文科省も明確な定義を設けている訳ではない。しかし、図1に示すように多くの大学に課程が設けられている教科と網掛けで示したようにごく少数の大学に課程が限られている教科はある。一方、学校にその教科の免許を持つ教員が配置されていないため、他教科の免許を持つ教員が当該教科を担当するという「免許外担任」の問題があり、前述のように両者は不可分の問題の関係にある。

#### 3.2 希少教科の養成課程は再課程申請の前後で変化したか

希少教科と言っても、「宗教」から英語以外の外国語、「看護」、「商船」などのマイナー「職業系」など多様である。それら教科のなかから筆者が独自に選択した希少教科の再課程前後の養成大学の変化を図2に示した。再課程前の比較データとしてここでは図1と同じく平成28年度の可定数を用いた。私立大学以上に国立大学での養成課程数が目立つ。

おもな希少教科設置大学(通信課程・短期大学・大学院は含まない)の再課程申請前後の変化

	再課程前				再課程後				備考
	H28国立	H28公立	H28私立	計	R1国立	R1公立	R1私立	計	
看護	弘前大学 大阪教育大学 高知大学		八戸学院大学 ほか10大学	14	弘前大学 高知大学		八戸学院大学 ほか10大学	13	大阪教育大学は課程廃止(H28は教養学科に)
水産	北海道大学 東北大学 東京海洋大学 三重大学 京都大学 高知大学 九州大学 長崎大学 宮崎大学 鹿児島大学	福井県立大学	日本大学 近畿大学 福山大学	14	北海道大学 東北大学 東京海洋大学 三重大学 高知大学 九州大学 長崎大学 宮崎大学 鹿児島大学	福井県立大学	日本大学 近畿大学 福山大学	13	京都大学は舞鶴にあった課程を廃止
商船	東京海洋大学 神戸大学		なし	2	東京海洋大学		なし	1	神戸大学は課程廃止
職業指導	愛知教育大学		学習院大学 関西大学	3	愛知教育大学		学習院大学 関西大学	3	
宗教	東北大学 京都大学		東北学院大学 ほか27大学	30	東北大学		東北学院大学 ほか27大学	29	京都大学は課程停止
福祉	筑波大学 愛知教育大学 島根大学 熊本大学 琉球大学	名寄市立大学 福井県立大学 山梨県立大学 京都府立大学 大阪府立大学 山口県立大学	旭川大学 ほか92大学	104	筑波大学	名寄市立大学 福井県立大学 山梨県立大学 京都府立大学 大阪府立大学 山口県立大学 長野大学	旭川大学 ほか56大学	65	国立は筑波のみになった 私立も半減

図2 再課程申請前後への希少教科課程を有する大学の変化

国立大学に限った変化は以下のとおりである。「看護」は弘前大学、大阪教育大学、高知大学の3大学から大阪教育大学の課程がなくなった。「水産」は北海道大学はじめ10大学から京都大学の課程(舞鶴)がなくなり9校になった。「商船」はもともと「東京海洋大学」と「神戸大学」の2校だったが、再課程申請後は東京海洋大学のみとなった。「職業指導」はもともと愛知教育大学1校のみで、前後で変動はない。「宗教」は東北大学・京都大学の2校から、東北大学1校に。「福祉」は筑波大学はじめ5大学にあった課程が、筑波大のみとなった。

公立大学は一部大学が私立大学から公立大学に移行した以外にこれら教科では変動はなかった。

私立大学は、再課程申請前後で顕著な変動はなかったが、唯一、教科「福祉」の養成校数は大幅減で、結果として国公立と合わせても「福祉」の教員免許が取得できる大学数は4割減となっている。

次に養成課程数としては再課程の前後ともに200校以上に課程があるが免許外担任制度の問題では必ず取り上げられる「情報」の課程について取り上げる。

#### 4. 教科「情報」の問題

教科「情報」は普通高校、実業高校を問わず、すべての高校生が学ぶべき必修科目であり、授業を担当する教員には高校の教科「情報」の免許状が求められる。しかし、一方で、同じく必修科目の「世界史」とともに未履修問題が話題になったのは記憶に新しい[11]。教科担任制からみた学校教育における教科「情報」の特殊性[12]

や問題点はおおよそ以下のように整理できると考えられる。

1. 高校の「必修」教科であること。
2. 「情報」の免許を持つ高校の教員の質保証と数の問題
3. 「情報」免許だけでは教員採用試験が受験できない。
4. 実質的に未履修や他教科に振り返られていた事例が過去にあった。
5. 免許外担当の主要教科
6. 必修にもかかわらず入試やセンター試験にはない
7. 将来的には入試科目の可能性
8. SDG sや society5.0 では主要科目
9. 小学校からのプログラミング教育への対応のためにも情報の教員は必要
10. 諸外国は情報教育に力を入れている

このうち、1の「必修」については特に注意が必要である。実は正確には教科「情報」は「必修」ではなく、「必修」が正しい。このことは、希少教科としての教科「情報」の特異的位置について考察する上で重要な意味を持つ。

まず、「情報」は高等学校の学習指導要領では平成15年から全学校種において、つまり普通科や実業高校といった枠に関わらず、全高校生に卒業のための要件として必修科目である。数年前には、「世界史」とともに未履修問題が話題になったことは記憶にあたり。ただし、これは「必修」であり、単位の修得を義務付けるものではなく、あくまで「履修」の義務を指す。このことは、履修していれば、「赤点」でも卒業できることを意味する。さらに、公民、数学、理科といった他教科の中で「情報」に係る内容を扱っ

教科情報の特異性 再課程設置大学

地区	国立大学・開放制	国立教員養成系大学	国立大教員養成学部	公立大	私立	備考	H28年4月国立	再課程前後の変化
北海道	小樽医科大学・商学部 北海道大学・工学部			公立千歳科学技術大・工学部	6大学	北海道教育大学にはなし 北海道大学・教育学部にはなし	北海道大学、室蘭工大、小樽商大	室蘭工大は再課程せず
青森県	弘前大学・理工学部				3大学	弘前大学・教育学部にはなし	弘前大学	
岩手県				岩手県立大・ソフトウェア情報学部	なし	岩手大には教育学部を含めなし		岩手は以前から不毛の
宮城県	東北大学・工学部				3大学	東北大学・教育学部にはなし 宮城教育大学にはなし	東北大学	
秋田県				秋田県立大学・システム科学技術学部	なし	秋田大学にはなし		秋田は公立が増えた
山形県					なし	山形大学には地域教育文化学部を含めなし 山形県には国立・公立・私立を含めなし	山形大学	山形大学は再課程せず
福島県	福島大学・工学部			会津大学・コンピュータ理工学部	1大学	福島大学・人間発達文化学類にはなし	福島大学	
茨城県	茨城大学・理学部		茨城大学・教育学部		2大学		茨城大学、筑波大学、筑波技術大学	
栃木県					1大学	宇都宮大学にはなく、私立の足利大学のみのみ	宇都宮大学	宇都宮大学は群馬大と共同課程計画
群馬県			群馬大学・教育学部		1大学		群馬大学	
埼玉県					6大学	埼玉大学には教育学部を含めなし	埼玉大学	埼玉大学は再課程せず
千葉県	千葉大学・工学部・理学部				7大学		千葉大学	
東京都	お茶の水女子大・理学部	東京学芸大学・教育学部		首都大学東京・システムデザイン学部	40大学		東京大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京工業大学、お茶の水大学、電気通信大学	
神奈川県	横浜国立大学・理工学部				7大学		横浜国立大学	
新潟県	新潟大学・人文学部 長岡技術科学大学・工学部	上越教育大学・学校教育学部			1大学		新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学	
富山県						富山県には国立・公立・私立を含めなし		富山は28年もなし
石川県	金沢大学・理工学域				1大学		金沢大学	
福井県					1大学	福井大学には教育学部を含めなし		福井県は28年もなし
山梨県	山梨大学・工学部				なし		山梨大学	
長野県	信州大学・工学部			長野大学・企業情報学部	1大学	信州大学教育学部に課程なし	信州大学	
岐阜県			岐阜大学・教育学部				岐阜大学	
静岡県	静岡大学・情報学部		静岡大学・教育学部	静岡県立大学・経営情報学部	1大学		静岡大学	
愛知県	名古屋大学・情報学部	愛知教育大学・教育学部		愛知県立大学・情報科学部	15大学		名古屋大学、愛知教育大学	
三重県			三重大学・教育学部				三重大学	
滋賀県			滋賀大学・教育学部	滋賀県立大学・工学部	なし		滋賀大学	
京都府	京都工芸繊維大学・工芸科学部			京都府立大学・生命環境学部	7大学	京都教育大学に課程なし	京都大学、京都工芸繊維大学、京都教育大学	京都教育大学は再課程せず
大阪府	大阪大学・基礎工学部・工学部			大阪府立大学・現代システム工学域・工学域	13大学	大阪教育大学には課程なし	大阪大学、大阪教育大学	大阪教育大学は再課程せず
兵庫県					4大学	兵庫県には国立・公立に課程なし		
奈良県	奈良女子大・生活環境学部	奈良教育大学・教育学部					奈良教育大学、奈良女子大学	
和歌山県						和歌山県には国立・公立・私立を含めなし		和歌山はH28もなし
鳥取県	鳥取大学・工学部						鳥取大学	
島根県	島根大学・総合理工学部						島根大学	
岡山県	岡山大学・工学部				3大学		岡山大学	
広島県	広島大学・情報科学部		広島大学・教育学部	県立広島大学・経営情報学部 広島市立大学・情報科学部 尾道私立大学・経済情報学部	5大学		広島大学	
山口県	山口大学・工学部・理学部		山口大学・教育学部		1大学		山口大学	
徳島県	徳島大学・理工学部	鳴門教育大学・学校教育学部			2大学		徳島大学	鳴門教育大学は新設
香川県	香川大学・創造工学部				1大学	香川大学・教育学部には課程なし	香川大学	
愛媛県	愛媛大学・工学部				1大学			愛媛大学はH28にはなかった
高知県	高知大学・理工学部			高知工科大学・情報学群	なし		高知大学	高知大学
福岡県	九州工業大学・情報工学部				7大学	福岡教育大学には課程なし	九州大学、九州工業大学	
佐賀県	佐賀大学・理工学部					佐賀大学・教育学部・文化教育学部には課程なし	佐賀大学	
長崎県			長崎大学・教育学部		1大学		長崎大学	
熊本県	熊本大学・工学部			熊本県立大学・総合管理学部	2大学		熊本大学	
大分県	大分大学・理工学部				なし		大分大学	
宮崎県					1大学	宮崎県の国立・公立大には課程なし		宮崎大にはH28もなし
鹿児島県	鹿児島大学・工学部・理学部					鹿児島大学・教育学部には課程なし		鹿児島大学
沖縄県	琉球大学・工学部			名桜大学・国際学部	1大学		琉球大学	

図3 情報科免許の養成課程と再課程認定

ている場合は、「情報」の単位として修得まで他教科で読み替えることが可能となっている。

#### 4.2 「情報」の課程の変化

それでは、再課程申請の前後で「情報」の養成課程はどのように変化したのであろうか。図3には再課程申請後

の各県別の県内の教科「情報」の教員養成課程の設置状況を示した。特徴的なことは、いつかの県では国公私立大学を含め県内に養成課程を持つ大学が存在しない県があることである（山形県、富山県、和歌山県）。私立大学のみ課程がある県もある（栃木県、福井県、兵庫県、宮崎県）。その他、県内の国立大学または公立大学に課程はあっても、教員養成系大学、教員養成学部には教科「情報」の課程が設けられていない県も多い。平成28年度には課程があったものの今回の再課程申請では「情報」を取り下げた大学もある（室蘭工業大学、山形大学、宇都宮大学、埼玉大学、京都教育大学、大阪教育大学）。このうち宇都宮大学には隣県の群馬大学との遠隔授業を拡張した共同課程の計画がある。いずれにせよ初等教育を含めての情報教育の重要性が叫ばれる中、今回の再課程申請は、少なくとも「情報」に関しては、時代の要請に即した教員養成改革になったとは言えないようである。

## 5. 希少教科免許への特例的な規則

引用が長くなるが、改正された教育職員免許法施行規則第5条備考には以下の記述がある。

“五 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目および教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。”

同様な規定は、旧法では教育職員免許法第五条の二関係、別表第一備考九に存在した。規定に指定された教科はいずれも専門性や希少性が高い教科で、これら教科の免許に関しては、「教職科目」の学修の相当数を教科に関する専門科目の学修に替えることができることになる。つまり、専門の学修と並行して教職を履修することの学生の

負担を軽減し、免許の取得を支援する規定と考えられる。

このうち「工業」に関しては、戦後の工業科政策の一環として、工業高校の教員増員計画のためにとられたもので、こと「工業」の免許に関しては、学生は、「工業」の専門教育の単位を修得するだけで「工業」の教員免許を取得することは可能である。ただし、大学側は他の教科と同様に「教科指導法」はじめ「教職科目」を開設しなければならない。

## 6. 本学の教職課程の課題と展望

最後に本学の教員養成課程の現状と展望について考察する。本学で学生が取得できる教員免許は、現在のところ産業技術学部では、高校1種免許の「数学」、「工業」、「情報」、「工芸」と中学1種免許の「数学」である。保健科学部では、同じく高校1種免許の「情報」、「保健」、中学1種免許の「保健」である。その他、大学院技術科学研究科では、「情報」と「工業」のみ専修免許状の課程がある。本学で取得できる免許は、「数学」を除いて、いずれも希少派といえる。

希少教科の免許の単独所持では、採用試験へのチャレンジも限られているのが実態である。これに関しては、現在産業科学に「美術」、保健科学部に「数学」の新たな課程を作る計画があり、両課程が設置されれば、聴覚障害、視覚障害ともに各自治体の教員採用試験にチャレンジできる機会を広げられることが考えられる。

さらにステークホルダーからも期待が大きいのは特別支援学校の教員免許であることは明らかである。しかし、こちらの開設のためには、特別支援教育の概論的科目のほかに聴覚・視覚の領域別に生理・心理・病理・教育に渡りあらたに科目を開設しなければならない。そのためのスタッフの確保、さらに基礎免のための教育実習に加え別途必要な特別支援学校での教育実習先の確保などの問題が大学側には不可となる。すでに「数学」や「保健」といった「基礎免」を取得するための「教職課程」の単位を抱えている教職課程履修学生には、本学卒業のために求められる工学系、医療系のもとと過密なカリキュラムに加えて、二重三重にのしかかることになる。情報保障や基礎的学力に課題を抱えている学生も多い本学の現状を考えると、教職課程履修学生の就職可能性を少しでも広げる方策としても、まずは希少免許教科に偏った養成課程から採用試験へのチャレンジの機会を広げられる主要教科のための養成課程を設置していくことは、本学学生の就職可能性を拡大する上でも意義のある取り組みと考える。

## 謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP12345678 の助成を受けたものです。

## 参考文献

- [1] 三石初雄, 「教科内容学」の議論を探る, 「2017 HATO プロジェクト PD 講座, 学習指導湯尾量改定と大学における教員養成」, 2017 年 10 月 22 日八王子セミナーハウス
- [2] 文部科学省初等中等教育局教職員課免許係, 「教職課程認定申請書の差替及び抜刷提出について<再課程認定>」教職課程メールリスト, 2018/7/25 受信
- [3] 文部科学省 国立教員養成大学・学部, 大学院, 附属学校の改革に関する有識者会議 (第 11 回) 配付資料, 資料 4 国立教員養成大学・学部関係基礎資料 (1/2), [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/077/gijiroku/\\_icsFiles/afeldfile/2017/08/31/1395103\\_004\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gijiroku/_icsFiles/afeldfile/2017/08/31/1395103_004_1.pdf), 2018/7/25 取得
- [4] 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課, 平成 31 年度から新しい教職課程が始まります, [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1414533.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1414533.htm), 2019/09/05 取得
- [5] 文部科学省教職員課, 第 1 回免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 (平成 30 年 1 月 15 日) 「免許制度に関する基礎資料」, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/136/shiryo/\\_icsFiles/afeldfile/2018/01/23/1400598\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/136/shiryo/_icsFiles/afeldfile/2018/01/23/1400598_3.pdf), 2018/08/18 所得
- [6] 教員養成・免許制度研究会 (編) 「教員免許ハンドブック 2 課程認定編」, 第一法規, 2016, 2551-2641.
- [7] 文科省 平成 31 年度から新しい教職課程が始まります: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1414533.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1414533.htm), 2019/08/01 取得
- [8] 文部科学省教職員課, 第 1 回免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 (平成 30 年 1 月 15 日) 「免許制度に関する基礎資料」, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/136/shiryo/\\_icsFiles/afeldfile/2018/01/23/1400598\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/136/shiryo/_icsFiles/afeldfile/2018/01/23/1400598_3.pdf), 2018/08/18 所得
- [9] 文部省初等中等教育局教職員課教員免許企画室, 免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 (第 3 回) 議事録, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/136/gijiroku/1404717.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/136/gijiroku/1404717.htm)
- [10] 文部科学省初等中等教育局職員課, 現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業公募要領, [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1367302.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1367302.htm), 2018/8/19 取得
- [11] 安西祐一郎, 高校教科「情報」未履修問題とわが国の将来に対する影響および対策, <https://www.ipsj.or.jp/12kyoiku/Highschool/credit.html>, 2019 年 9 月 1 日取得
- [12] 中山泰一, 中野由章, 角田博保, 久野靖, 鈴木貢, 和田勉, 萩谷昌己, 笈捷彦: 高等学校情報科における教科担任の現状, 情報処理学会論文集 教育とコンピュータ, 2,(2),41-51,2017.

## Challenges and Significance of Rare Licensed Teacher Training Courses Focusing on Course Reapplication and Non-licensed Subject Teacher Systems

KATOH Hiroshi

Research and Support Center on Higher Education for the Hearing and Visually Disabled,  
National University Corporation, Tsukuba University of Technology

**Abstract:** Apart from the five main subjects, there are teacher licenses for so-called “rare” subjects, and universities provide teacher training courses for these licenses. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology has put measures into place, such as the non-licensed subject teacher system, that contribute to securing teachers of rare subjects. Furthermore, with regard to licenses for rare subjects, there is less information on the number of training courses and training course curriculums than there is about training courses for major subjects. In this paper, we will discuss the changes in the number of rare subject license training courses before and after re-application for 2018, as well as countermeasures for rare subject license issues. In particular, we will examine the peculiarities and issues of the “information” subject training course as a rare subject. Finally, many of the teacher training courses in our university are subject to rare subjects, and these courses are discussed from the perspective of employability.

**Keywords:** Rare subjects, Teacher training courses, Standards for the establishment of teacher training courses, Reapplication